

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 4 月 1 日現在における大阪府八尾市の行政区域であり、概ねの面積は 4,172 ヘクタールである。ただし、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている地域を除く。なお、促進区域に「環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落」「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」「自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域」である環境保全上重要な地域が設定されているため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

八尾市は、大阪府の中央部東寄りに位置し、西は大阪市、北は東大阪市、南は柏原市・松原市・藤井寺市、東は生駒山系を境にして奈良県に接している。

基幹産業は製造業であり、中小企業を中心とした「ものづくりのまち」として高い知名度を誇る。全国トップシェアの出荷額である歯ブラシ生産や、金属製品、電子機器等、伝統的な製品から最先端技術に至るまで、多種多様な産業が集積しており、匠の技が光る。製造品出荷額等は、大阪市・堺市・東大阪市に次いで府内で 4 番目（平成 26 年工業統計調査）の規模となっており、八尾市立中小企業サポートセンターを核に技術指導を中心とした支援事業を展開している。

交通インフラとしては、大阪市営地下鉄、近鉄、JRの 11 箇所の駅が所在しており、また近畿自動車道のICも市街地から近い。

さらに関西圏のゼネラル・アビエーションの拠点となる八尾空港があり、セスナでの遊覧飛行や自家用セスナの拠点、事業用ヘリコプターの利用が可能である。地震災害等の緊急時には、八尾市の広域避難地として指定されている。

【八尾市全域地図】



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、平成 26 年度工業統計調査によると 4 人以上の製造業の事業所数は 1,425 と大阪府下で 4 番目の集積を誇り、製造品出荷額等においても 974,781 百万円を超え、大阪府下 4 位と全国でも有数のものづくりのまちである。しかしながら、地域経済分析システムの製造業付加価値額増減率の要因分析を見ると、事業所数の減少が付加価値額増減率に与えるマイナス影響が大きく、産業集積の維持が急務である。更に、製造業における 1 事業者あたりの付加価値額の経年比較を行うと、2007 年をピークに下がっており、労働生産性をみても同様である。製造業 1 事業者あたりの現金給与総額については、1997 年をピークに低下傾向にあり、新たな産業、雇用を創出するような地域中核企業の育成が急務である。

このような状況下、市場の縮小などの外的要因の影響が大きい今日においては、個々の企業の叡智を結集した共創によるイノベーションの創出が求められており、市内に集積する個性ある企業同士の共創を促進することで新たなイノベーションを起こすとともに、時流にあった新しい価値を生み出すことのできる機会を創出するために、「ハードウェアイノベーション推進拠点」を平成 30 年 8 月を目処に創設する予定である。

本拠点において AI、IoT、ビッグデータの利活用を促す仕組みを整備することで市内企業にとって Industry4.0 への対応や専門人材の育成を行うとともに、クリエイティブなモノを体験できる展示・体感スペースを設置することにより、利用する子ども・若者・地域住民が将来迎える Society5.0 を身近に体験し、クリエイティブな子どもの育成のみならず、将来の地域産業の担い手を育成する。これにより、新事業展開に向けて、AI、IoT、ビッグデータの利活用を身近なものとし、①ニーズ調査、②データ収集手法・分析解析、③マーケティング機会、④デザインシンキングのトライ&エラーできる機会を創出し、企業が自ら考え、行動し、生み出す自律的成長を促進させることによって、高付加価値化を促進し、産業集積の維持をはかる。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	3,005 百万円	—

(算定根拠)

・製造業 1 事業者あたりの平均 278.3 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 8 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.35 倍の波及効果を与え、促進区域で 3,005 百万円の付加価値を創出することを目指す。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の承認事業件数	—	8	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ~ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が **6,161** 万円（大阪府の 1 事業所あたり付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上げ（製造品出荷額等）が開始年度比で **14%**以上増加すること

②促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で **2%**以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

該当なし

(2) 区域設定の理由

該当なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①歯ブラシ生産、金属製品、電子機器等の産業集積を活用した、ハードウェアイノベーション推進拠点を核とした成長ものづくり分野
- ②ハードウェア生産等の技術を活かした、ハードウェアイノベーション推進拠点を核とした第4次産業革命

(2) 選定の理由

- ①歯ブラシ生産、金属製品、電子機器等の産業集積を活用した、ハードウェアイノベーション推進拠点を核とした成長ものづくり分野

本地域には、全国トップシェアの出荷額である歯ブラシ生産のほか、金属製品、電子機器等、伝統的な製品から最先端技術に至るまで、多種多様な産業が集積している。歯ブラシ生産においては、12事業所が立地しており、全国1位の歯ブラシ生産を誇る大阪府において、その5割以上の事業所が本地域に集中するなど、国産歯ブラシ生産の中心地となっている。

製造業の中でも、金属製品製造業の付加価値額は37,773百万円（平成24年経済センサス）で府下3位の規模、その事業所数を製造業における業種別構成比で見ると、31.9%（379事業所）となっており、全国（12.8%）、大阪府（18.9%）と比較しても突出して多くなっている。

また、電気機械器具製造業の付加価値額は15,735百万円で府下4位の規模、製造品出荷額等は272,000百万円（平成26年工業統計調査）で府下1位の規模を誇る。その製造品出荷額等を製造業における業種別構成比で見ると、27.9%を占めており、金属製品製造業（10.6%）を上回って最も高くなっている。その他、プラスチック製品製造業の付加価値額は15,727百万円で府下3位であるなど、切削、製品組立、プレス、板金、プラスチック成形、金型制作、といった多様な生産加工に対応ができるものづくり産業の集積が本市の強みである。

一方、本市では、市内に集積する個性ある企業同士の共創を促進することで新たなイノベーションを起こすとともに、時流にあった新しい価値を生み出すことのできる機会を創出するため「ハードウェアイノベーション推進拠点」を創設することとしている。これは、行政が描いた基本構想に基づき、民間企業の魅力や資源、力を結集して実施する、官民一体の事業である。

八尾市製造業実態調査からも「新たな事業に展開したい」と考える事業所が3割程度あり、その内4分の1が既存事業の進展や効率化、付加価値額の向上に関心を示している。製造業の半数以上が下請け製造や加工業を営んでおり、エンドユーザーとの取引がなく、常に価格競争にさらされてきている。そういった企業が産業構造の大きな転換期を乗り越え、価値創出するためには、エンドユーザーの情報を活用し、自らが価格決定権を持ち、価値提案を行う経験を積み重ねることが求められている。よって、ハードウェアイノベーション推進拠点を創設し、①ニーズ調査、②データ収集手法・分析解析、③マーケティング機会、④デザインシンキングのトライ&エラーできる機会の創出等の支援として、参画企業により、ものづくり企業の高付加価値化を促進する。

このような企業群の集積による多様性を活かし、ハードウェアイノベーション推進拠点を核としたコラボレーションラーニングができる機会を提供することが、成長ものづくり分野での稼ぐ力を向上させ、企業の新市場展開を可能とする。

②ハードウェア生産等の技術を活かした、ハードウェアイノベーション推進拠点を核とした第4次産業革命

八尾市には、LEDやセンサー、基板、DCモーターなどのすべてのパーツが差し込むだけでどんなロボットも作れる教育における世界オンリーワン企業、業務用の大型穿孔機業界での国内シェア70%を誇る国内トップシェア企業、ステンレス鋼の電解発色というオンリーワン技術を持つ企業などトップシェア・オンリーワン技術をもつ企業が多数存在する。

また、八尾市内には、ハードウェアを中心とした企業が多く、八尾バリテック研究会、マテック八尾、環山楼塾OB研究会、産業振興会議有志の会、八尾商工会議所青年部など、多数の異業種交流グループが存在し、各団体が定期的な勉強会を開催するなどマインドの高い経営者が多い。

これらハードウェア生産等の技術を活用し、ハードウェアイノベーション推進拠点を核とした、AI、IoT、ビッグデータの利活用による第4次産業革命分野を促進する事は、新たな製品・サービスの創出のみならず、業務効率化や生産性向上等にもつながることから、ものづくり企業の高付加価値化が期待される。当該拠点施設では、AI、IoT、ビッグデータに触れ、今後の利活用の可能性について考える機会を提供するものである。

ハードウェアイノベーション推進拠点を核とし、域外におけるIT基盤やソフトウェア関連、クリエイティブ産業へも交流の幅を広げることにより、第4次産業革命に対応する新たなテクノロジーやアイデア、ヒトとの結合を行い、実践することでものづくり企業の新たな進展が期待できる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

八尾市においては、「ハードウェアイノベーション推進拠点」を創設し、そこでAI、IoT、ビッグデータの利活用を促す仕組みを整備することで市内企業にとって **Industry4.0** への対応や専門人材の育成を行うとともに、クリエイティブなモノを体験できる展示・体感スペースを設置することにより、利用する子ども・若者・地域住民が将来迎える **Society5.0** を身近に体験し、クリエイティブな子どもの育成のみならず、将来の地域産業の担い手を育成し、「誰もが、いつでも、身近にクリエイティブを」感じるまちという他地域にはない本市の地域優位性を高める。

(2) 制度の整備に関する事項

①地方創生関連施策

平成 29 年度から平成 34 年度の基本計画の計画期間内において、地方創生推進交付金を活用し、①歯ブラシ生産、金属製品、電子機器等の産業集積を活かした成長ものづくり分野、②ハードウェア生産等の技術を活かした第4次産業革命において、「ハードウェアイノベーション推進拠点」のハード面及びソフト面双方の基盤整備を行う予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①公設試験場が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、公設試が保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

大阪府商工労働部内、八尾市産業政策課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合についても同相談窓口において対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①八尾市立中小企業サポートセンターの強化

中小企業者の様々なニーズに応えるため、専門分野のコーディネーターを配置し、相談・助言や支援機関の紹介、販路開拓支援、産学官の連携、異業種交流の推進、技術セミナーの開催等を行っており、平成 27 年度より開始した、八尾市製品・サービス開発型クリエイティブ産業創出事業（STADI 事業）や八尾ものづくり企業 医療・介護分野参入促進事業において蓄積された支援ノウハウを活かし、拠点施設との連携を図るべく、支援人材を拡充する。

②八尾市ものづくり集積促進奨励金の見直し

ハードウェアイノベーション推進拠点の創出に留まらず、市内各企業のオープンファクトリー（工場見学）を推進するため、企業立地を促進する奨励金の制度見直しを実施する。

③意欲ある事業者経営・技術支援補助金（パワーアップサポート）制度の拡充

拠点を利用する参画企業のコラボレーション及び IoT 活用をより促進するため、企業の新たな挑戦と変革を応援する補助金の一部、拡充を実施する。

④産業人材育成事業

次世代経営者や経営幹部候補者の育成支援として、連続セミナーを開催し、各自イノベーションを創出するための事業戦略プランを作成し、その事業実施支援の一環として、拠点施設を活用する。

⑤事業承継支援事業

ヒアリングシート及びワークショップセミナー開催を行うことにより、市内経営者の課題を掘り起し、その課題解決に向けた分析及び支援メニューを作成する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 34 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①地方創生推進交付金	8月申請書提出 9月議会補正予算 11月事業開始	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①公設試験場が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供		10月 事業開始・運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの事業環境整備の提案への対応		8月相談窓口の創設・運用	運用
【その他】			
①八尾市立中小企業サポートセンターの強化		8月コーディネーターの設置・運用	運用
②八尾市ものづくり集積促進奨励金の見直し		改正・運用	運用
③意欲ある事業者経営・技術支援補助金（パワーアップサポート）制度の拡充		改正・運用	運用
④産業人材育成事業	8月次世代経営者向け養成講座開始	事業プロジェクト策定講座開始	次世代経営者向け養成講座開始
⑤事業承継支援事業	8月事業開始 3月事業承継に関する支援メニュー策定	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

IoTを活用した「ハードウェアイノベーション推進拠点」として、「PLAY TECH ～誰もが、いつでも、気軽に、クリエイティブを」をキーワードに、市内外の企業や大学などのエキサイティングなものづくりやサービスの経験を楽しみながら体感できる機会を提供することにより、クリエイティブを楽しみ、「テクノロジー、ヒト、アイデア」などの出会いが加速する場を創設する。

その拠点施設と域内外の交流促進を図るため、八尾市立中小企業サポートセンターを中心に、産業振興に関する連携協定等を締結している八尾商工会議所、大阪シティ信用金庫、りそな銀行、池田泉州銀行、近畿大阪銀行、日本政策金融公庫、関西大学、近畿大学、大阪経済法科大学並びに八尾市立中小企業サポートセンターとのネットワークを築いている各種支援機関との連携を強化する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①八尾市立中小企業サポートセンター事業

サポートセンター事業である「ものづくりカレッジ」やデジタルを活用した「オープンファクトリー（工場見学）」のトライアルを可能とする実践場所として、拠点施設を活用する。また、従来のコーディネーター事業の随時派遣などを実施。

②金融機関(大阪シティ信用金庫、りそな銀行、りそな総合研究所、池田泉州銀行、近畿大阪銀行、日本政策金融公庫)

推進拠点の参画企業として、施設利用及び金融機関が実施する子ども向けお仕事体験事業の実施、新たな事業の創出に向けた起業講座の実施及びその事業に対する融資や投資ファンドの展開、海外展開支援事業の実施、工場用地の空き情報サービスの実施。

③大学等（関西大学梅田キャンパス、近畿大学、大阪経済法科大学、センサーネットワーク研究会）

推進拠点の利用者として、教授や学生の交流サロンとする。学会や研究会の発表、ジョイントセミナーの実施、教授や学生を交えたアイデアソン及びハッカソンの実施、大学研究におけるフィールドワークの場の提供、インターンシップの実施。

④八尾商工会議所

商工会議所では、巡回・窓口相談業務や専門家による高度な相談支援事業に加え、マーケティング支援として商圈分析レポート提供サービスや地域資源を活用した商品選定事業を実施。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

八尾市地球温暖化対策実行計画に掲げる2020年、2050年の温室効果ガスの削減目標の達成に取り組むとともに、八尾市環境総合計画の将来像である「緑とうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち やお」にも沿った形で、低炭素地域づくりに取り組むものとする。

基本的な方向性としては、八尾市の特徴である、中小製造業に代表される「ものづく

り」と高安山に代表される「自然環境」が調和・共生する、持続可能な社会づくりをめざす。

具体的には、2020年を中間地点として、低炭素社会の担い手と活動の場となる「①ひとづくり・場づくり」を重視しながら、市民・事業者・行政が連携して、家庭、業務、産業、運輸などの各部門での個別対策を推進し「②脱温暖化ライフスタイル」「③にぎわいあるエコまちづくり」「④あたらしい仕事づくり」、地域資源を保全・再生・活用する「⑤歴史・自然あふれるまちづくり」の5つの方策を進めていく。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立を目指し、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

I 防犯に配慮した環境の整備、管理

- (1) 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。
- (2) 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。
- (3) 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど犯罪防止に配慮した構造、設備の整備を行う。
- (4) 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。
- (5) 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。
- (6) 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

II 交通安全に配慮した環境の整備

- (1) 事業者等は、地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。
- (2) 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・

駐車スペースを確保する。

Ⅲ 地域社会との連携

- (1) 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。
- (2) 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等、近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

Ⅳ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

Ⅴ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

Ⅵ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

Ⅶ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

Ⅷ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

①事業効果検証を行う審査会の設置

年に1回、6月を目途に産・官・学・金・労・言の各分野の有識者と公募市民による審議会を開催し、効果検証の結果については、市ホームページにて公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成 34 年度末日までとする。